

出産育児でもらえるお金まとめ（会社員向け）

	チェック欄			どこに申請？	どうやって申請？	いつごろ支給？
	もらう	申請した	もらえた			
<p>1. 傷病手当金：切迫早産などでお医者さんから安静と言われたときなど に使えるよ</p> <p>もらえる人 健康保険の制度で、第二号被保険者が受給可能。</p> <p>受給条件 療養のために仕事を休み始めた日から連続した3日間（待期間）を除いて、4日目から支給対象</p> <p>支給される額 1日当たりの金額：【支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】</p>				<p>勤務先の会社に申請します。だいたい総務の方が取り扱ってくれますが、個人の事業主さんの場合は分からないため、自身で調べてダウンロードしても可。会社の証明は必要。</p> <p>それぞれの加入している健康保険協会、組合に申請します。分からない時は健康保険証の保険者に問い合わせします。</p>	<p>指定の申請用紙にお医者さんの証明を書いてもらって、内容を記入して会社へ提出。 健康保険によっては、お医者さんの記入時にかかる証明の費用も健康保険が使えることもあります。</p>	<p>給料の締日が関係するので、最短で1か月～2か月程かかることもあります。</p>
<p>2. 出産一時金：出産したらもらえるよ</p> <p>もらえる人 健康保険の制度で、健康保険に加入している方なら利用できる制度 通常は出産する病院に届け出れば、病院側が相殺してくれて、残りの費用を支払う制度になります。（直接支払制度）返金がある場合は健康保険からの振り込みとなる。</p> <p>支給される額 42万円</p>	○			<p>健康保険に申請します。会社員の場合は、会社に申請をします。</p>	<p>申請書に記入して提出します。</p>	<p>出産一時金は、出産のお金を支払うときに相殺される。（直接支払制度） もしくは健康保険から支給。</p>
<p>3. 出産手当金（産前産後給付金）：出産の前後のお休みのお給料の2/3が給付されるよ</p> <p>もらえる人 健康保険の制度で、第二号被保険者が受給可能。</p> <p>受給条件 出産日（出産が予定日より後になった場合は、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の翌日以降56日までの範囲内で、会社を休み給与の支払いがなかった</p> <p>支給される額 1日当たりの金額 【支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】(※)÷30日×(2/3) (支給開始日とは、一番最初に出産手当金が支給された日のことです) (※) 支給開始日の以前の期間が12ヶ月に満たない場合は別条件での計算となります。</p>				<p>勤務先の会社に申請します。だいたい総務の方が取り扱ってくれますが、個人の事業主さんの場合は分からないため、自身で調べてダウンロードしても可。会社の証明は必要。</p> <p>それぞれの加入している健康保険協会、組合に申請します。分からない時は健康保険証の保険者に問い合わせします。</p>	<p>指定の申請用紙にお医者さんの証明を書いてもらって、内容を記入して会社へ提出。 健康保険によっては、お医者さんの記入時にかかる証明の費用も健康保険が使えることもあります。</p>	<p>出産日から2か月～3か月後くらい。 出産日が決まらなると支給申請ができないのと、出産日の翌日からの分も合わせて支給の対象なので、だいたい2～3か月後の支給となり、申請口座へ振り込まれる</p>

<p>4. 育児休業給付金：育児休業の始まった日から1歳の前日まで給付されるよ</p> <p>もらえる人</p> <p>① 育児開始前の2年以内に11日以上勤務している日が12か月以上ある ② 育児中の1か月ごとに育児開始前の給料の8割以上の賃金が支払われていない ③ 育児中の就業日数が1か月のうち10日以内もしくは80時間以下</p> <p>支給条件</p> <p>育児休業開始日から、子供が1歳の誕生日を迎える前日まで。条件により、子供が2歳までの延長がある</p> <p>支給される額</p> <p>育児休業開始から6か月間…休業開始時賃金日額×支給日数の67% 6か月以降…休業開始時賃金日額×支給日数の50%</p>	<p>もらう</p>	<p>申請した</p>	<p>もらえた</p>	<p>どこに申請？</p> <p>勤務先の会社に申請します。だいたいは総務の方が取り扱ってくれます。雇用保険からの支給になります。(ハローワーク)</p>	<p>どうやって申請？</p> <p>支給申請書はハローワークと会社の申請になるので、出産後に提出する書類が会社から届きます。 2か月ごとに申請が必要で、一回一回押印がいります。郵送対応などで申請をします。 申請期限が短いので注意が必要です。</p>	<p>いつごろ支給？</p> <p>育児休業がはじめて2か月後に支給申請となるので、出産から数えると4か月後くらいから。2か月分まとめて支給される。</p>
<p>5. 所得控除（扶養控除）：お給料が少なかったら旦那様の税金の扶養に入れるよ</p> <p>説明</p> <p>育児休業中は、共働きで、社会保険に加入していても、出産関連の給付は給料とみなされなため、非課税（税金をかけられない）となる。夫の税金の税金の扶養内に入ることができるので、必ず税金の扶養内（配偶者控除・配偶者特別控除）になっているかどうかを年末調整で確認しよう。特に保育園などのこともあるので、申請をしておくことで保育料などへの影響もあるため、年間10万円以上の還付となります。</p>	<p>できる</p>	<p>申請した</p>	<p>できた</p>	<p>どこに申請？</p> <p>夫の会社に申請</p>	<p>どうやって申請？</p> <p>奥様年収が103万以下の方は、あらかじめ勤務先に伝えておきましょう。配偶者控除といい、前年の申請に出しているの、変更が必要です。 奥様年収が103万～201万未満の場合は年末調整の紙に「配偶者特別控除」を書く欄があるので、そこに記入すること、奥様の源泉徴収を提出してください。</p>	<p>いつごろ還付？</p> <p>夫の源泉徴収で相殺される</p>
<p>6. 所得控除（医療費控除）：医療費が多くなったら税金が還付されるよ</p> <p>説明</p> <p>出産で、かかるお金は出産一時金を引いても10万以上かかることも多い。医療費は世帯合算が可能であって、なおかつ、10万以下でも申請できる場合もある。医療費控除は所得に応じて求めるため、ご主人が申請できない場合でも、奥様が申請可能なこともある。出産がある年の医療費はすべて、保管して、確定申告で申請しましょう。</p>	<p>できる</p>	<p>申請した</p>	<p>できた</p>	<p>どこに申請？</p> <p>税務署に申請。</p>	<p>どうやって申請？</p> <p>対象年度の確定申告用紙が利用できるようになったら、「医療費控除」をe-taxもしくは手書きで申請する。 郵送でもできます。電子申請は事前に届け出が必要</p>	<p>いつごろ還付？</p> <p>申請後2週間～2か月程度。 遅いときは税務署に確認しましょう</p>

<p>7. 養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置</p> <p>どんな制度？</p> <p>子供が小さいときに仕事を復帰したお母さんは、時短などで給料が減るため、厚生年金の将来の受給額に影響する。そのため、出産前のお給料額で厚生年金を試算してくれる制度がこの制度。転職などをした場合にも利用できる。子供が3歳になるまで利用できる。また、給料額が出産前を超えた場合は、超えた額での算出してくれるので、安心。</p>	できる	申請した	できた	<p>どこに申請？</p> <p>社会保険事務所に申請するが、窓口は勤務先の会社となる</p>	<p>どうやって申請？</p> <p>申請用紙や、戸籍謄本などが必要なため、あらかじめ必要な書類を確認して、申請する。</p>	<p>どうやって確認？</p> <p>ねんきんネットや年金定期便で確認できます。将来受け取る年金額に影響するので、必ず手続きをしておきたい。</p>
<p>8. 社会保険の免除について</p> <p>どんな制度？</p> <p>産前産後休業から、仕事復帰時まで、社会保険料を免除してもらえる制度。この間も会社の健康保険は利用可能。</p>	できる	申請した	できた	<p>どこに申請？</p> <p>社会保険事務所に申請するが、窓口は勤務先の会社となる</p>	<p>どうやって申請？</p> <p>申請用紙を書いて会社に提出</p>	<p>どうやって確認？</p> <p>ねんきんネットや年金定期便で確認できます。将来受け取る年金額に影響するので、必ず手続きをしておきたい。</p>